

鍼灸マッサージの規定が一部改訂されました

「同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の療養費支給申請書において作成すること。」「初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の者は、施術者に【1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書】の記入を受け、療養費支給申請書に添付する取扱いとすること。」といった鍼灸マッサージの規定の改定が6月末に厚生労働省が通知されました。この規定が適用されるのは平成29年7月施術分からのレセプトですのでご対応の程よろしくお願い致します。尚、これに伴い規定の解釈や対応方法について緊急セミナーを開催します。

【緊急】鍼灸マッサージ改定セミナー ～平成29年7月からの改定を解説～

セミナー概要

開催日時:平成29年 **7月17日(月)**

午前の部 10:30～12:30 (10時開場) / 午後の部 13:30～15:30 (13時開場)

※午前・午後それぞれ定員は8名程度です。双方同じ内容で実施します。

当会事務所外観

会場:当会事務所 (JR東京駅 丸の内北口から徒歩5分)

住所:東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング7階

参加資格:会員・準会員限定 **無料**

講師:顧問 西崎

当日連絡先:03-5533-0578

※会員様のお知り合いであれば一般の方もご参加可能です。お誘いあわせのうえお申し込みください



YouTubeで配信します!!

7/20より期間限定で当セミナーをYouTubeで配信します。
閲覧希望の方はQRコードのお申し込みフォームよりお受け付けします。
※FAXでの受け付けは不可

お申し込みフォーム



お申込み

・FAXでお申込みの方は下記に必要事項をご記入のうえ、FAXしてください。

※当申込書送信から3日以内に当会より返信が無い場合はお手数ですがお電話でご連絡下さい

申込欄

参加区分: 午前の部 ・ 午後の部 ※マルをつけてください

会員番号: _____

院名/会社名: _____

電話番号: _____ FAX番号: _____

・氏名 _____ (フリガナ)

・氏名 _____ (フリガナ)

申込みFAX 03-5533-0580 【※申込締切 7/14(金)】

 安全保障柔道整復師会 (株)大黒屋グループ 〒100-0005
安全保障鍼灸マッサージ師会 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング7F
TEL 03-5533-0578 FAX 03-5533-0580

安全保障柔道整復師会

検索

ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。セミナー担当:金田